

障害者である職員の任免状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第40条第2項の規定に基づき、厚生労働省岐阜労働局に通報した障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表します。

【令和7年6月1日現在／法定雇用率2.8%】

A 任免状況

①職員の数

a 職員の数(短時間勤務職員を除く) 549人

b 短時間勤務職員の数 89人

c 職員の総数 $a+(b*0.5)$ 593.5人

②除外職員の数

d 除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 0人

e 短時間勤務除外職員の数 0人

f 除外職員の総数 $d+(e*0.5)$ 0人

③旧除外職員の数

g 旧除外職員の数(短時間勤務職員を除く) 217人

h 短時間勤務旧除外職員の数 63人

i 旧除外職員の総数 $g+(h*0.5)$ 248.5人

④身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 16人

B 上記に基づく計算

⑤現在設定されている除外率 20%

⑥基準割合 $\{i/(c-f)\} * 100$ 41%

⑦⑥に基づく除外率 10%

⑧適用される除外率 10%

⑨法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 $c-f-\{(c-f)*⑧\}$ 534人

⑩障害者計 16人

⑪実雇用率 $(⑩/⑨) * 100$ 3.0%

⑫法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 0人

＜参考＞過去の状況

【令和 6 年 6 月 1 日現在／法定雇用率 2. 8 %】

- (1) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 4 7 1 人
- (2) 障害者の数 1 4 人
- (3) 実雇用率 2. 9 %
- (4) 不足数 0 人

(法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数)

【令和 5 年 6 月 1 日現在／法定雇用率 2. 6 %】

- (1) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 4 8 2 人
- (2) 障害者の数 1 4 人
- (3) 実雇用率 2. 9 %
- (4) 不足数 0 人

(法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数)

【令和 4 年 6 月 1 日現在／法定雇用率 2. 6 %】

- (1) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 4 9 1 人
- (2) 障害者の数 1 3 人
- (3) 実雇用率 2. 6 5 %
- (4) 不足数 0 人

(法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数)

【令和 3 年 6 月 1 日現在／法定雇用率 2. 6 %】

- (1) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 4 7 7 人
- (2) 障害者の数 1 4 人
- (3) 実雇用率 2. 9 4 %
- (4) 不足数 0 人

(法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者数)

※ 1 法定雇用率とは身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計が常用労働者の数に占める割合であり、以下のとおり設定されています。

	H30.4～	R3.3～	R6.4～	R8.6～
法定雇用率	2.5%	2.6%	2.8%	3.0%

(上記は国及び地方公共団体の雇用率であり、民間企業とは異なります)

- ※2 (1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数であるため実際の職員数とは異なります。
- ※3 (2) 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとして計上しています。
- ※4 本市は法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、教育委員会に勤務する職員を合算して算定、通報しています。